

平成21年11月30日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課長	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局長	井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年11月30日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第68号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について
議案第69号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について
議案第70号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第71号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

（質疑、討論、採決）

午前10時 開会

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから平成21年鹿島市議会11月臨時会を開会いたします。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番徳村博紀君、8番福井正君、9番水頭喜弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日11月30日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に、市長から議案4件の提出がありました。議案番号及び議

案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成21年度7月分、8月分、9月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3、議案の一括上程であります。

議案第68号から議案第71号までの4議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。今回、市議会臨時議会をお願いいたしましたが、提案いたします議案は、条例改正4件でございます。それでは、早速提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第68号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院は、従来から国家公務員の給与については、社会情勢全般の動向を踏まえつつ、民間給与に均衡させることを基本といたしております。

このため、毎年、民間給与の水準を的確に把握するとともに、広く各界からの意見を聴取し、さまざまな角度から検討して、勧告を行っているところであり、本年も、去る8月11日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところでございます。

本年の人事院勧告は、厳しい経済・雇用情勢を受け、公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかになったため、民間準拠の原則にのっとり、若年層を除く基本給の引き下げを行うとともに、自宅に係る住居手当の廃止等を行い、月例給を民間水準まで引き下げる勧告を行ったところであります。

また、ボーナスなどの特別給についても、公務が民間を上回っていたため、期末・勤勉手当の支給月数を支給凍結した6月期の期末・勤勉手当0.2月分を含み、年間で0.35月分引き下げる勧告がなされたところであります。

内閣は、この勧告を受け、8月25日に人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、国会に改正法案を提出、法案は衆議院で11月26日に可決したところであります。

そこで、本市におきましても、職員の給与について、国家公務員等の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第70号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

特別職の期末手当につきましては、現行の条例の規定では、職員の給与条例を準用して算

出ることとなっておりますが、支給月数につきましては、国家公務員の指定職に準じて規定しております。

今回、指定職についても人事院は、本年の期末・勤勉手当の支給月数を支給凍結した6月期の期末・勤勉手当0.15月分を含み、0.25月分引き下げる勧告を行ったところでございます。

そこで、議員の皆様及び市長、副市長の期末手当の支給月数について、国家公務員の指定職に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

また、教育長の期末手当につきましても、市長、副市長との均衡を考慮し、同様の改正をお願いするものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしましたでしたが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第68号から議案第71号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号から議案第71号までの4議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第68号～議案第71号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4、議案第68号から議案第71号までの4議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

おはようございます。それでは、議案第68号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例から、議案第71号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の4議案について、一括して御説明させていただきます。少し長くなると思いますが、よろしくお願いいたします。

なお、本日、臨時議会を開催していただき、審議をお願いいたします理由は、いずれの議案も国家公務員の給与改定に準ずるためには、平成21年12月1日から施行する必要があるため、お願いいたします。

今回の国家公務員の給与改定は人事院勧告に基づくものでございますので、まず、今年8月11日に国会及び内閣に勧告されました人事院勧告の概要について御説明させていただきます。

今回、提案させていただいております条例改正案にかかわります人事院勧告のポイントは4点でございます。

まず1点目でございますが、民間と公務の21年4月分給与を調査した結果、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差0.22%を解消するため、月例給の引き下げが勧告されております。

2点目が、住宅手当でございますが、新築購入後5年に限り支給いたしております月額2,500円の住居手当を廃止するものでございます。

3点目が、一般職員の期末勤勉手当の支給月数の引き下げでございます。人事院で昨年の8月から今年の7月までの1年間の民間の支給実績と公務の年間支給月数を調査していますが、その結果、民間の支給月数が4.17月で、現行の公務の支給月数4.50を下回っております。そこで、期末勤勉手当の0.35月分の引き下げ勧告がなされております。これは6月及び12月の支給分を合わせてマイナス0.35月分でございます。

最後に4点目でございますが、これは先ほど市長の演告にもありましたように、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の皆様が期末手当の支給月数は、国家公務員の指定職に準じておりますが、その指定職につきましても、期末手当等の0.25月分の引き下げ勧告が行われたところでございます。

以上が今回提案させていただいております4議案にかかわる人事院勧告の内容でございます。

なお、国家公務員につきましては、先ほど市長のほうからありましたように、人事院勧告を遵守した給与法改正案が、11月26日に衆議院で可決し、翌日27日の参議院総務委員会で与野党の賛成多数で可決してございまして、本日、参議院本会議で採決が行われる予定でございます。

それでは、4議案の改正内容について、議案書及び議案説明資料で説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをごらんください。条例改正案の新旧対照表でございます。まず、【第1条による改正】の、議案第68号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、(住居手当)の第10条の3でございますが、現行条例第1項第2号で、新築購入後5年に限り支給いたしております住宅手当を廃止したいために、2号を削り、借家についての規定だけを残すこととしたものでございます。

次に、第2項は住宅手当の額を定めるものでありますが、新築購入5年に限り支給いたしております月額2,500円を廃止させていただくため、第2号を削り、改正案で第2項を整理したものでございます。なお、この自宅にかかわる住宅手当の支給対象職員は、11月1日現在で18名でございます。

次に(期末手当)の改正でございますが、説明資料の2ページをごらんください。第19条第2項で、6月支給について100分の140を100分の125に、12月支給については100分の160を

100分の150に改め、年間支給月数の0.25月分の引き下げをお願いいたしますのでございます。

次に、（勤勉手当）の第20条第2項の改正でございますが、6月及び12月の支給月数をそれぞれ100分の75を100分の70に改め、合わせて0.1月分の引き下げをお願いいたしますのでございます。この結果、先ほどから申し上げますように、現行の期末勤勉手当の年給支給月数を4.50月分が0.35月分引き下げられ、4.15月分となるものでございます。

なお、この期末手当、勤勉手当の引き下げで、0.35月分は5月の臨時議会で可決いただきました暫定的な凍結分0.20月分も含んでの引き下げとなります。

次に、月額給料の改正でございますが、説明資料2ページの中ほどからの行政職給料表をごらんください。公務員給料が民間給料を上回るマイナス格差0.22%を解消するため、月例給の引き下げ勧告を受け、若年層の該当する1級、2級、それに3級の一部、説明資料の給料表の中でアンダーラインが引いていない9号給が該当しますが、それを除き、アンダーラインを引いた9号給の引き下げをお願いするものでございます。引き下げを行わない9号給の職員は、11月1日現在で職員253名中41名となります。

次に、【第2条による改正】の鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第4号）の一部改正について御説明申し上げます。説明資料9ページをごらんください。

この改正は、平成18年の給与改正により、職員の給与が大幅に見直されておりますが、そのときの平成18年の職員給与条例の条例改正の一部を改正する条例の附則の改正をお願いいたしますのでございます。

18年改正の条例附則では、本則でいえば減給しなければならない職員についても、この条例附則第4項で、その時点での給料額を保障するという減給保障が規定されています。しかし、今回の人事院勧告では、18年の改正で減給保障されている職員についても、民間給与との格差を解消するため、100分の99.76を乗じて得た額を給料月額とするものでございます。なお、この附則の規定に該当する職員は、11月1日現在で79名となっております。

次に、説明資料の10ページをごらんください。【第3条による改正】が、鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、【第4条による改正】が、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。いずれも一般職員と同じく、新築購入後5年に限り支給をいたしております住宅手当、月額2,500円を廃止させていただくものでございます。

次に、説明資料11ページから13ページをごらんください。11ページが議案第69号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、12ページが議案第70号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、13ページが議案第71号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例のそれぞれの新旧対照表でございます。

市長、副市長、教育長及び議員の期末手当につきまして、国の指定職の期末手当等の引き下げに準じ、6月の支給月数を100分の160から100分の145に、12月の支給月数を100分の75

から100分の165に改定し、年間支給月数0.25月分の引き下げをお願いいたすものでございます。

次からは附則の説明になりますので、議案書で説明させていただきますので、議案書のほうを見ていただくようお願いいたします。

まず、議案の7ページをごらんください。鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の附則について御説明いたします。

第1項の（施行期日）ですが、6月の期末手当の改正が平成22年4月1日で、そのほかの改正は平成21年12月1日からお願いいたすものでございます。

第2項は、平成21年12月支給の職員の期末手当の額に関する特例措置でございます。

第2項第1号及び第2号の規定により、平成21年12月に支給する期末手当は、4月から支給された給料等に調整率0.24を乗じて得た額の合計額に相当する額を減額して支給し、本年4月からの民間給与との格差を解消するというものでございます。

第2項第1号では、議案8ページの表に掲げております1級から3級の一部の職員、若年層が対象になるわけですが、それらを除き、平成21年12月支給の期末手当は、4月から11月までに支給された給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に調整率マイナス0.24%を乗じて得た額を減じた額とする附則でございます。

さらに第2号では、平成21年6月1日において、若年層を除く減額改定対象職員であった者に、6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額にこれも同じく100分の0.24を乗じて得た額を減額して支給するという附則でございます。

なお、この調整方法は、平成15年の給与のマイナス勧告においても同様の方法で調整が行われております。

次に、議案書10ページ、12ページ及び14ページの附則ですが、内容が同じですので、まとめて説明させていただきます。

議案第69号、議案第70号及び議案第71号の期末手当の支給月数の改定について、附則第1項は、施行期日を平成21年12月1日とするものでございます。ただし、6月の期末手当の改正については、平成21年（13ページで訂正）4月1日からとする規定でございます。

附則第2項は、平成21年12月に支給する期末手当の額は、本則では一般職に準ずるという形になっておりますが、一般職のような調整率による減額を行わないという規定でございます。

なお、今回御提案させていただいております給与条例等の改正によります人件費の影響額でございますが、6月期の期末手当の暫定的な凍結分も含め、総額で42,794千円の減額を見込んでおります。

また、職員1人当たりの年間給与の引き下げ額は、当然、幅がありますが、引き下げ額の最高で211千円、採用2年目の職員で62千円となっておりまして、平均が139千円でございます。

市長、副市長、教育長の平均で192千円、議員の皆様が平均で97千円の引き下げとなります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議お願いいたします。

申しわけございません。附則の説明で、議案書の10ページをお願いします。（施行期日）で1項のほうですね、私が平成22年4月1日から施行するというところを、21年と誤って申し上げているようです。正式に平成22年4月1日から施行するという形になります。失礼いたしました。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件について質問をしたいと思いますが、今、私たち周りの市民の皆さんの生活状況を見ますと、非常に落ち込んできている。仕事を持っている人もそうですが、それ以上に仕事のない人も非常に落ち込んでいる状況がひどくなっているという実態があります。そういう中で、これまでは市の職員だとか議員だとか特別職の給与が高いというような市民の皆さんのいろんな声があったのは事実であります。ただ、そういう中で、私は最近の市民の皆さん方の声も変わりつつあることに、ああ、そうなんだなと思うことがたくさん出てきました。

といいますのは、やはり今、お金が皆さんの手元にない、少なくなったということで、お金の回りが悪くなっている。つまり商売をなさっている人たちのところが非常に落ち込んできているという、そういう状況が強くなりました。今回も特に市の職員を中心として、こういう改定があるというニュースは流れておりますので、そういうのをキャッチした人の中から、また店の売れんごとなるねというような、そういう声が出てきたのは、もう皆さん方もお聞きになった方もあると思いますが、事実だと思います。やはりその地域の状況に合わせて、市の職員なり特別職の給与が決められるということも私は実態としてはあるときもあるでしょうけれども、今私たち考えてみますと、市の職員の方を含めて、皆さんもそれぞれの中で生活をされてきている。特に市役所に入る人たちというのは、やはりそれなりに入るために努力をなさりながら、そして入った後は、こういう事態が、今のような事態が長く続くというようなことは想定しませんので、それぞれの人たちが生活設計を立てながら市役所にお入りになったと思います。まさに希望を持って一生の自分の生活設計を立てながら来られたと思います。私自身も市役所に入りましたので、そういういろんな先の計画なども持ちながら市役所に入ったときのことを思い出します。

そういう中で、私が今一番心配をしてきますのは、市の職員の人たちの生活実態がどうなのかということです。やはり今、皆さん方、特にここにお座りになっている部長、課長クラスは、子供さんを大学にやるとか、住宅を新しく建てるとかいう形での生活設計なさっていると思うんですね。そういう皆さんたちが、最近では給料もそんなに上がっていないどこ

ろか下げられるというようなこともありまして、私自身もそうですが、やはりある面では期末手当などを当てにしながら生活をしなくちゃいけないというような、そういう状況もあるわけですがね。

そこでお尋ねをしたいと思いますのですが、まず最初にお尋ねしますのは、先ほど御説明もありましたが、ちょっとよく聞き取れませんでした。今回の改定による影響額は幾らなのか。全体でどれだけ減額になるのか。その点、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

改めてお答えいたします。

総額で42,794千円の減額を見込んでおります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま約43,000千円というお答えがありました。すべてが年末に鹿島市に落ちるということじゃないでしょうけど、やっぱり大きな影響が出てくるというのは、私は避けられないという気がしておりますが、同時にお尋ねをします。

今、市の職員さんだけじゃなくて、全国的にこういう給与引き下げその他凍結とか、いろんなのがありまして、新築した住宅のローンなどが払えずに売りに出るというケースが非常に多いですね。鹿島でも結構新しい住宅が中古住宅として売りに出されているとありますが、今、市の職員さんの中に、新築をされて、そういうローンをお払いになっている人たちが果たして何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

うちの市職員の中で住宅ローンを返済している職員が何人いるかという御質問ですが、これはそこまで私たちが把握できる問題ではありませんので、わかっておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かにそうでしょう。ただ、これは市の職員だけじゃないわけですが、私がこれまで携わった中で、やっぱりちゃんとしたところにお勤めになっておって、ちゃんとした給料が出る、ボーナスが出るということで住宅ローンを組んでやっていたというような人の相談も結構あ

りますが、例えば、こういうのがありました。月々家のローンを60千円ぐらいお払いになっていたんですね。まともに給料が出るときはそれでよかったわけですが、給料が凍結されたというようなこともありまして、長い間の凍結じゃないだろうということで、1カ月か2カ月はということで、サラ金にとうとう手を出さなくちゃ返せないというような、もちろんそういう凍結があった時点での御相談でしたら、それなりに別の形での対応ができたんですが、もう既にサラ金なんかには手を出して、それで返済をしなくちゃいけないというようなことになって行き詰まって、もう1年もたたないうちにびっくりするようなローンになったわけですね。それで、それもすぐに返せるというようなことで、金利も思わぬ高い金利のところからお借りになっていたものですから、それこそどうにもできない状況でうちに飛び込まれたんですが、そういう事態が出てくるおそれがある。もちろん市の職員さん、そういう無計画なことはなさないかもわかりませんがね。それとやっぱり月々は大変だからということで、ボーナスで結構返済をするというような、そういうローンの組み方というのものもあるわけです。

そういう事態が起きてからでは遅いわけで、そういうのに対する対応といいますか、やっぱり今のような状況ですから、把握できていませんという個人の問題をいろいろ言うところはありますが、そういうことでは大変ですし、そういう事態になってからでは手をつけられないというような状況もあるんですね。もちろん鹿島市の職員がそうじゃないですが、今、ニュースなんかでは、公務員の人だとか、ほかの団体の職員の人たちが家のローンの返済だとか、そういうことでやってはいけないような不祥事が起きるといような事態もこれまでたくさんありますね。その金額というのは非常に大きいわけですが、そういうことが起きてからでは遅いわけで、そういうのに対する何か職員に対する皆さんへの対応というんですか、実態を知ることが一番大事だと思いますが、そういう何かをなさっているというケースが鹿島市の場合ありますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

職員に対する対応をどうしているのかということですが、職員の給与の内容については、やはりこれ知ること自体が個人の情報になりますので、できません。ですから、ローンの返済額が幾らなのか、給料とか勤勉手当から幾らなのかということ把握することはできません。

確かに期末手当等で住宅ローン等を組まれた方は返済をされていると思います。している職員は多いと思います。ただ、今、リーマンショック以降の日本の経済とか市民の生活の状況等見ますと、これまでも鹿島市職員の給与の改定は引き上げるときも下げるときも、民間給与準拠を基本とする人事院勧告に準じてしておりますという考え方で来ております。ですから、確かにローンを組んでいる職員は苦しいかもしれませんが、厳しいかもしれませんが、

公務員として、今回のような改定案が提案されることを予測し、生活の一部を見直すなど、そのための準備を前もってしておくべきではないかと考えます。それは大変厳しいとは思いますが、これは公務員の給与はこういう形で決まっている以上、やむを得ないことだと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かにこういう状況の中ですから、それなりのみずからが自覚をしながら生活をしていかんといかんということでしょうが、当然それはそれだと思いますよ。しかし、そういう状況の中でも、よそではそういうやっではならないようなことが珍しくないわけですよ。だから、そういう事態が起きてからでは遅いわけで、私は全部を把握するというんじゃなくて、例えば、人事課なりなんなりで、こういう事態だから、個人の情報は守るのは当然ですが、相談をやるというような、やっぱりそういう行き詰まることってどんなにそういう計画をしておいたって、今までの枠内から外れた形でやってくるわけですからね。これはもう本当大変ですよ。皆さん聞きよる人の中にも、そぎゃんにやて思うとっ人はだれもおんしゃれんでしょうかね。皆さん計画的に生活なさっているでしょうからね。そういうことは別としましても、市長、どうでしょうか、こういう事態の中で、もしどうにもできないというような状況になった、なってからでは遅いんですよ。だから、じゃあ何でもう少し前に言うってくるっぎよかったとけというようなことだって起こり得るわけで、それをしないためにも、今回こういう状況ですから、人事なりどこかにそういう職員の人に対応できるような体制を私はとっていきべきじゃないかなという気がしますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

給与が下がるから、それに対してのいろいろそういう相談する、何か方策をとということでありますが、今そういう考えはございません。確かに申されますように、今、非常に世の中の景気がこういうことですから、市民生活も非常に厳しい。これは我々が十分理解をしております。だからといって、そういう中で、市長とか副市長とか教育長とか、あるいは議会議員、あるいは市の職員がそういう状況の中にあって聖域にあつていいのかというふうな気がします。

また、先ほど申されましたように、この上に市の職員まで給料の下がっぎ、ますます売り上げも落ち込むと。それはそういう声も意見もあるかもしれませんが、大多数はやっぱり特に市長とか議員とか、市の職員というのは、こういうふうな世の中の動きに連動した形で上

げ下げをするというのは、大多数の人は納得しているんじゃないかというふうに私は考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

給料が下がるから大変だからというんじゃなくて、いよいよ行き詰まって払えないとか、いろんなのが出てくる。これからどうしたらいいかなというような、そういう事態。いよいよ最悪になる前に、金銭的な問題というのはなかなか言いにくいことですよね。だから、そういう事態になる前の何か相談をしていくというようなところが私はあってもいいんじゃないかなと。

私なんかよく相談に来られて、いよいよ行き詰まって、あと一足先に来とったら、もっとやりやすかったのというような、自分自身がそういう経験していますので、特にそういうことを申し上げているわけです。市長は今のところそれはないということですが、ぜひその辺は、市長はこの前、職員は自分の大事な職員だ、部下だとおっしゃいましたから、そういう人たちにそういうことを遭わせないためにも、市長の温かいつくらを見せてくださいよ。どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一般の市民の皆さんの生活困窮とか、いろいろな相談については、ちゃんと市のほうで窓口を設定して、そしてやっております。ただし、今回の市長、副市長、教育長、市議会議員、それから市の職員、これについては、私はそういう窓口をわざわざ設けるという考えはございません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もういろいろは申しませんが、私はこれまでは特別職も多過ぎるというようなことを言われたりして、いろんな面で反対をすることもありましたが、私はやっぱりこれ以上、いろんな形での引き下げ、確かに周りからのいろんな反発もあるところもあると思いますが、私はやっぱり今回については、どうしても納得いかない。周りの皆さん、いろんな専門家の意見も聞いてということですがね。例えば、私たち議員だって、こういう事態だから、余計活動費は必要になるんですよね。今まで以上にですね、私たちの行動費というのは必要になっています。ほかの議会は報酬のほかには政務調査費とか、いろんな活動費ありますよ。鹿島はないんですね。そういう中で、仕事量というのはどんどんふえて、本当に議員が今大変忙しい

時期になっているんですね。そういう時期ですから、私たちはある程度のものを保障していただくことは当然だと考えています。やはりそういうことで、反対する以上は、職員にしても議員にしても三役にしても、本当に市民がそれだけのことをしてもらいよるけんよかばいと言えるような私たちにならなくちゃいけないなということを常に考えておりますが、そういうことで、あとは申しませんが、私は反対の討論には立ちませんが、今回の一連の議案には反対をしていきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。議案の第68号 鹿島市職員給与条例等の一部改正にということでありますけれども、これ全般的議案の分でお尋ねなんです、私がきちんと確認ができていけませんので、確認の意味でさせていただきたいと思えます。

4月から11月までの民間と公務員の比較をして、その分の格差を是正するために基本的に4月から11月分の是正する分を今回12月で調整をして、その是正をするということによろしいんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

月例給につきましては、民間の4月の給与と公務の4月の給与の比較でございます。期末勤勉手当については、昨年8月からことしの7月までの1年間の支給月数を比較して改定でございます。年間の支給月数、給料月額民間準拠という改定になっております。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

ひとつ公務員の制度上、給与に含めてなんですけれども、さかのぼって調整というののできる制度になっているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今の松田議員の御質問は、さかのぼって給与の改定ができるのかという話です。これは確かに不利益不遡及の原則というのがあります。ただ、結論から言いますと、これは公務員には該当いたしません。以前もマイナスの改定がありました。国とか人事院の見解というのは、

あくまで先ほど言いましたように、年間における民間との均衡を図るための処置でありますので、そのためにはもう経過してしまっております。ですから、12月の期末手当で調整すると。プラスになるときは、また4月にさかのぼって12月に支給するという形になっております。それでプラスのときはさかのぼっているのに、マイナスのときはさかのぼらないと——さかのぼらないという表現いけないんですけど、格差分の調整を行わないというのは国民の理解が得られないということだと考えます。4月から改定実施までの期間は、今回は4月から11月ということになります。この官民格差分は12月の期末手当でその額を制度的に調整するという所要の措置を行うことが情勢適用の原則にかなうものであることで、不利益不遡及の原則に反しないという国等の見解がございます。

これは先ほど言いましたように、公務員には該当しないと申しました。これは判例がございます。御紹介させていただきますと、平成14年に人事院が初めて引き下げの勧告を行い、それに準じ国家公務員の給与8カ月分の差額がことしのように年末の一時金で調整されたことについて、不利益不遡及の原則に反するとして国に賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、その請求を棄却いたしております。その判決理由では、最高裁判令が示した不利益不遡及の原則は、私企業についてのもので、国家公務員にそのまま当てはめられないと指摘していきまして、官民の給与格差をどう調整するかは、人事院など国側が判断として勧告立法過程で違法はなかったという形で判決理由となっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第68号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時50分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 7番 徳 村 博 紀

同 上 8番 福 井 正

同 上 9番 水 頭 喜 弘